

産業構造審議会保安分科会火薬小委員会  
産業火薬保安ワーキンググループ・煙火保安ワーキンググループ

議事の運営について（案）

平成 27 年 3 月 4 日  
産業構造審議会  
保安分科会火薬小委員会  
産業火薬保安ワーキンググループ・煙火保安ワーキンググループ

本ワーキンググループの議事の運営については、以下のとおりとする。

1. ワーキンググループ（以下、「WG」という。）は、当該WGに属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
2. WGの議事は、当該WGに属する委員及び臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
3. 座長は、必要があると認めるときは、当該WGに属する委員、臨時委員及び専門委員以外の者を当該WGに出席させ、意見を述

べさせ、又は説明させることができる。

4. 議事は原則公開することとする。ただし、特別の事情がある場

合は、座長の判断により非公開とすることができます。

5. 会議の配布資料及び議事録は、原則公開することとする。また、

議事要旨は速やかに経済産業省のホームページを通じて公表する。

ただし、議事を非公開とする場合など特別の事情がある場合は、

座長の判断で配布資料または議事録の一部または全部を非公開と

することができる。